## 議員提出議案第27号

ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備 を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年12月15日

提出者

6番米川大二郎22番大高拓24番平田みつよし25番筒井たかひさ29番上村やす子30番三小田准一31番中村しんご32番荒井彰一33番上原ゆみえ34番出口よしゆき35番安西俊一39番米山真吾

飾区議会議長 秋家聪明 殿

ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備 を求める意見書

国連人種差別撤廃委員会は8月29日、日本政府に対して、ヘイトスピーチ(憎悪表現) 問題に「毅然と対処」し、法律で規制するよう勧告する「最終見解」を公表した。

日本が平成7年に加入した「人種差別撤廃条約」では、参加国で差別が行われていないか、一定の期間を置きながら、国連人種差別撤廃委員会が審査を実施してきており、今回の最終見解は、日本への審査の総括として同委員会が8月29日に採択したものである。

この中では、日本のヘイトスピーチの状況にも言及しており、特に人種差別的デモ・集会をする団体によるヘイトスピーチの蔓延や、政治家・公人によるヘイトスピーチが報告されたこと、またメディアでのヘイトスピーチの広がりなどについて、懸念が表明されている。さらに、そうした行為が適切に捜査・起訴されていないことも、懸念点だとしている。

こうした状況に対して、最終見解では、ヘイトスピーチを規制するための措置が、抗議 する権利を奪う口実になってはならないと指摘するとともに、「弱者がヘイトスピーチやヘ イトクライムから身を守る権利」を再認識するよう指摘している。 また、人種及び社会的マイノリティーへの差別的な表明や暴力に断固として取り組むことや、ヘイトスピーチに対しては適切な手段をとること、そうした行為に責任のある個人・団体を訴追したり、ヘイトスピーチをする政治家・公人に制裁を科すことなどを政府に勧告している。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、人種差別撤廃委員会の31項目の勧告を重く受けとめ、一刻も早くヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する新たな法整備を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。